

議案第15号

日野町職員の給与に関する条例の一部改正について

日野町職員の給与に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和2年3月4日提出

日野町長 塚 田 淳 一

日野町職員の給与に関する条例の改正が必要な理由と概要

1 背景及び趣旨

給料表に定める職務の級について見直しを行うもの。

2 改正内容

- 職務の級3級に掲げる「主任保健師」及び「主任管理栄養士」をそれぞれ「保健副主幹」及び「管理栄養副主幹」に改める。
- 職務の級3級に新たに「館長」及び「所長」の職を加える。
- 職務の級4級に新たに「館長」の職を加える。

3 施行期日 令和2年4月1日から施行する。

日野町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

日野町職員の給与に関する条例(昭和48年日野町条例第6号)の一部を次のように改正する。

改正後		改正前	
別表第2(第3条関係)行政職給料表級別職務分類表		別表第2(第3条関係)行政職給料表級別職務分類表	
職務の級	職務の内容	職務の級	職務の内容
略		略	
2級	主任、主任技師、主任保育士、主任保健師又は主任管理栄養士の職務	2級	主任、主任技師、主任保育士、主任保健師又は主任管理栄養士の職務
3級	係長、所長補佐、副主幹、保育副主幹、 <u>保健副主幹</u> 、 <u>管理栄養副主幹</u> 、 <u>館長又は所長</u> の職務	3級	係長、所長補佐、副主幹、保育副主幹、 <u>主任保健師又は主任管理栄養士</u> の職務
4級	室長、主幹、保育主幹、 <u>館長</u> 、所長又は課長補佐の職務	4級	室長、主幹、保育主幹、所長又は課長補佐の職務
略		略	

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。